

令和7年度申告用 固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告期限は1月31日(金)です

（窓口混雑緩和のため、郵送又は電子申告による提出にご協力をお願いします）

目 次

《よくあるお問い合わせ Q & A》

Q1 償却資産（固定資産税）とはどのようなものですか？	2ページ
Q2 申告が必要な場合、どの書類を提出すれば良いですか？	3ページ
Q3 申告が必要な建物附属設備はどのようなものですか？	4ページ
Q4 申告書類の記入方法がわからないのですが	5～7ページ
Q5 耐用年数がわからないのですが	8ページ
Q6 申告書の提出は郵送でも出来ますか？	8ページ
Q7 申告はインターネットでも出来ますか？	8ページ
Q8 減価償却（評価額）の計算は必要ないですか？	9ページ

《資料》

1 償却資産（固定資産税）とは	10ページ
2 申告から納付までのながれ	11ページ
3 資産確認調査等のご協力及び申告のお願い	11ページ
4 前年より前に取得した資産の課税について	11ページ
5 翌年度以降の申告書の送付について	裏表紙
6 町田市庁舎案内図	裏表紙

問い合わせ先

町田市役所 財務部 資産税課
家屋・償却資産係 償却資産担当
（窓口番号208）

電話：042-724-2119（直通）

FAX：050-3085-6094

（注意）

FAXでの申告は、受付できません。

提出先

〒194-8520

町田市森野2-2-22

町田市役所

財務部 資産税課 家屋・償却資産係
償却資産担当行

申告書を郵送される場合の宛先としてご利用ください。

※申告書等の控えを返送希望の場合は、送付先を記載し、所定の郵便料金の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

窓口受付は午前8時30分から午後5時までです。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

Q1：償却資産（固定資産税）とはどのようなものですか？

償却資産（固定資産税）の対象となるのは、令和7年1月1日現在において町田市内に所在し、法人や個人が事業用として所有する構築物・機械・器具・備品などの資産です。

市への申告（固定資産税の申告）と税務署への申告（所得税・法人税の確定申告）は、税の種類や申告事由が異なるため、どちらも申告が必要です。

また、事業をしている方は毎年申告が必要です。（地方税法第383条）

※上記のなかには申告が不要な資産もあります。

詳しくは10ページ、または町田市のホームページで確認をお願いします。

【償却資産の例】

共通



- ・パソコン
- ・壁掛けエアコン
- ・看板
- ・絵画
- ・応接セット など

飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

小売店



- ・商品陳列棚
- ・自動販売機
- ・冷凍ストッカー
- ・冷蔵庫 など

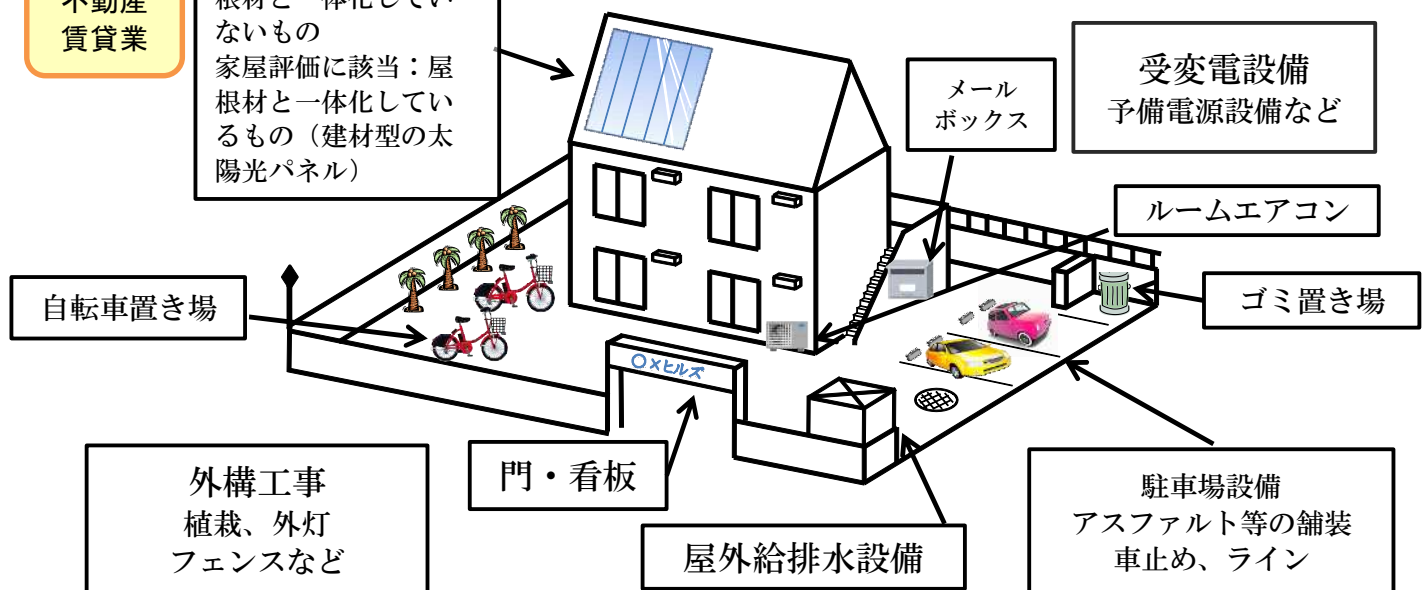
理容業



- ・理・美容椅子
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール
- ・洗面設備 など

不動産 賃貸業

太陽光パネル
償却資産に該当：屋根材と一体化していないもの
家屋評価に該当：屋根材と一体化しているもの（建材型の太陽光パネル）



Q2：申告が必要な場合、どの書類を提出すれば良いですか？

申告の対象資産や提出書類については、下記で確認をお願いします。ご不明な点については、お問い合わせください。

スタート

1. 町田市内で事業(※)をしていますか？

※事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利等目的とするものではありません。

いいえ

申告は不要です。
町田市内では、事業をしていない旨をご連絡ください。
合併・廃業・移転等で全ての資産が減少した方は、減少の申告をお願いします。
【連絡先】
財務部 資産税課 家屋・償却資産係
償却資産担当
電話042-724-2119（直通）

はい

2. 税務署へ提出する確定申告書の中に減価償却資産の記載がありますか？

いいえ

「該当資産なし」と記入して申告をお願いします。

はい

3. 2の減価償却資産の中で、町田市内にいる資産はありますか？

いいえ

償却資産申告書《緑色》を使い「18 備考」の「2 該当資産なし」に○印をつけ、申告してください。

はい

4. 3の資産の中で、下記のような申告の必要な資産がありますか？

いいえ

※下記は申告が必要な資産の一例です。合わせて10ページもご覧ください。

【申告が必要な資産例】

- ①構築物・・・舗装路面、外構工事（門扉や植栽等）、自転車置き場
- ②建物附属設備・・・受変電設備、屋外給排水設備
- ③機械及び装置・・・製造業等の機械・装置、機械式駐車場
太陽光パネル
- ④車両及び運搬具・・・大型特殊自動車
- ⑤工具、器具、備品・・・医療機器、パソコン、ルームエアコン

※記入方法を確認されたい場合は、5ページをご覧ください。

はい

償却資産（固定資産税）の申告が必要です。提出書類を確認のうえ、申告をお願いします。

※申告書類の記入方法については、5～7ページをご覧ください。

【初めて申告する方】

- 1. 償却資産申告書《緑色》
- 2. 種類別明細書
(増加資産・全資産用)《緑色》

【前年中に資産の増減がない方】

- 1. 償却資産申告書《緑色》
- ※「18 備考欄」の「1 資産増減なし」に○印をつけ、申告してください。

【前年中に資産の増減がある方】

- 1. 償却資産申告書《緑色》
- 2. 種類別明細書
(増加資産・全資産用)《緑色》
- 3. 種類別明細書
(減少申告用)《赤色》

Q3：申告が必要な建物附属設備はどのようなものですか？

下表は例示のため、設備の用途や構造等によって取扱が異なることがあります。ご不明な点については、お問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	建物と附属設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管含む）		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	予備電源設備	自家発電設備、蓄電池設備		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電灯照明設備	屋外設備一式（外灯等）		○		○
		屋内設備一式	○			○
	L A N設備	設備一式		○		○
	監視カメラ設備	テレビ（受像機）、カメラ		○		○
		配管、配線等	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給水・排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	給湯器	○			○
		特定の生産又は業務用の給湯設備		○		○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	特定の生産又は業務用の運搬設備（工場等のベルトコンベアー）		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	○			○
	厨房設備	事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	洗濯設備	事業用の設備一式（旅館、ホテル、クリーニング業、病院等）		○		○
	劇場	照明設備・スクリーン		○		○
	焼却炉	独立焼却炉		○		○
	その他	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、簡易間仕切り（臨時的・反復的に設置、撤去が可能なもの）、カーテン、ブラインド等		○		○
外構工事	立体駐車場	機械式駐車場（機械）・パレット式立体駐車場・2段式昇降駐車装置		○		○
	外構工事	門、塀、植栽、自転車置き場、舗装路面、砂利敷き、擁壁、庭園、広告塔、ネオンサイン、看板、ポール、メールボックス等		○		○

Q4：申告書類の記入方法がわからないのですが

『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』は、申告が必要な全ての方に提出をしていただきます。初めて申告する方で償却資産（固定資産税）を所有していない場合や、以前から申告のある方で資産の増減がない場合でも提出をお願いします。

令和 7 年度

7 年 1 月 17 日

受付印

(あて先) 町 田 市 長

償 却 資 産 申 告 書 (償 却 資 産 課 税 台 帳)

※ 所 有 者 コ ー ド

60123456

① 1 住 所

194-8520
町田市森野2丁目2番22号

② 3 個人番号又は法人番号

⑦ 8 短縮耐用年数の承認

有・☒

⑧ 9 増加償却の届出

有・☒

⑨ 10 非課税該当資産

有・☒

⑩ 11 課税標準の特例

有・☒

⑪ 12 特別償却又は圧縮記帳

有・☒

⑫ 13 税務会計上の償却方法

定率法・☒ 定額法・☒

⑬ 14 青 色 申 告

有・☒ 無

④ 4 事業種目
(資本金等の額)

美容業

⑤ 5 事業開始年月

1989 年 4 月

⑥ 6 この申告に
応答する者の
氏名及び
氏名

固定 花子
(電話 042-722-3111)

⑦ 7 税理士等の
氏名

資産 太郎
(電話 042-724-2119)

2 氏 名

株式会社 町田シティ美容室 様

(屋号)

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	額 計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)
1 構 築 物	3 602 000	1 250 000	1 280 000	3 632 000
2 機械及び 装置	500 000		2 500 000	3 000 000
3 船 船				
4 航 空 機				
5 車両及び 運 搬 具				
6 工具、器具 及び備品	3 870 000	1 620 000	2 420 000	4 670 000
7 合 計	7 972 000	2 870 000	6 200 000	11 302 000

⑫ ⑬ ⑭ ⑮

⑩ 15 町田市内
における事
業所等資産
の所在地

⑪ 16 借用資産
(有・無)

貸主の名称等
レンタル 株式会社

⑫ 17 事業所用家屋の所有区分

自己所有 ☒ 借 家

⑬ 18 備考(添付書類等)

⑭ 19 該当する番号に○印をつけてください。
1. 資産増減なし
2. 該当資産なし
3. 資産増減あり(別紙種類別明細書を作成)
4. 廃業・解散・転出等(年 月 日)

受 付 宛 名 第 1 回入力 台帳 第 2 回入力 台帳

資産の種類

評 価 額 (ホ)

※ 決 定 価 格 (ヘ)

※ 課 税 標 準 額 (ト)

1 構 築 物

2 機械及び
装置

3 船 船

4 航 空 機

5 車両及び
運 搬 具

6 工具、器具
及び備品

7 合 計

記入の必要はありません。

ただし、電算処理による申告を行う場合は記入してください。
(電算申告については、町田市ホームページをご覧ください。)

※1 個人番号又は法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認の不備などにより本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして、受理します。予めご了承ください。

- ① 申告書及び納税通知書等、書類の送付先を記入してください。
- ② ※共有名義で資産をお持ちの方は、共有での申告が必要です。(例:代表者名〇〇 外2名)
※所有者死亡等による相続手続きが完了している場合、申告者の氏名を二重線で消し、相続人の氏名に訂正してください。
- ③ 個人番号は右詰めで「提出用」のみ記入してください(共有名義の場合は不要です)。※1
- ④ 主たる事業種目を具体的に記入してください。法人の方は資本金の額を記入してください。
- ⑤ 市内で事業を開始した年月を記入してください。
- ⑥ この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑦ 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑧ 8、9、12～14については所得税・法人税の確定申告での適用の有無を記載してください。10、11については該当するものに○をつけてください。
- ⑨ 市内の事業所所在地又は資産所在地を記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、所在地一覧を別紙で添付してください。
- ⑩ リース会社の名称を記入してください。
- ⑪ 市内における事業用家屋について該当するほうに○をつけてください。
- ⑫ 該当する番号に○をつけてください。
また、余白には以下のような事項を記入してください。
・共有者全員の氏名、住所及び持分
・資産の取得が相続による場合(R〇年〇月被相続人〇〇から相続)
・住所、氏名、商号等に変更があった場合、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項
・合併した場合、異動年月日、合併法人名、被合併法人名(R〇年〇月〇日株式会社〇〇を吸収合併(適格合併))
・添付書類の名称
- ⑬ 今までに申告された資産の取得価額の合計額に誤りがないか、確認してください。
- ⑭ 7ページの資産明細(兼)種類別明細書(減少申告用)で減少・訂正した額の種類ごとの合計を記入してください。
- ⑮ 6ページの種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載した額の種類ごとの合計を記入してください。
- ⑯ 資産の合計額を計算のうえ記入してください。

『種類別明細書（増加資産・全資産用）』は、新たな資産の取得や移動による受入れ等で、申告が必要な資産の記入に使用します。

①	資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。 <table border="0"> <tr> <td>構築物 (建物附属設備)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>船　　舶</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>航　空　機</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>6</td> </tr> </table>	構築物 (建物附属設備)	1	機械及び装置	2	船　　舶	3	航　空　機	4	車両及び運搬具	5	工具、器具及び備品	6
構築物 (建物附属設備)	1												
機械及び装置	2												
船　　舶	3												
航　空　機	4												
車両及び運搬具	5												
工具、器具及び備品	6												
②	資産の数量を記入してください。 (面積や重量ではありません。)												
③	当該資産の取得年月を記入してください。<u>ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。</u> ※年号欄の「5」は令和を意味します。平成の場合は「4」、昭和の場合は「3」に訂正してください。相続による取得の場合、被相続人が取得した年月、金額、耐用年数で記入してください。												
④	当該資産の取得価額を記入してください。(引取運賃、荷役費、運送保険料等、その資産を用いるために要した費用を含みます。)												
⑤	「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(耐用年数省令)に掲げる耐用年数を記載してください。 【耐用年数の改正について】 平成20年度税制改正により耐用年数省令が一部改正されました。この改正に当たる資産は、平成20年までは旧耐用年数で評価額の計算をします。 摘要欄に旧耐用年数を記載し(記入例2行目を参照)、該当資産であることがわかるよう申告をお願いします。												
⑥	増加事由を補足する内容を記入してください。 例:市外からの受入れ、申告漏れ、〇〇年〇月相続による取得、課税標準の特例の適用がある資産についてはその旨の表示と適用条項、その他当該資産の価格の決定に必要な事項など ※増加事由は欄外の注意書きを参照してください。												

注意 「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいずれかに○印をつけてください。

【申告している資産の減少や訂正については、このページの記入例をご覧ください。】

『資産明細（兼）種類別明細書（減少申告用）』は、申告している資産の減少や訂正がある場合に使用します。減少や訂正の必要がない場合は、提出は不要です。また、提出の際は、減少・訂正の資産があるページのみで構いません。

令和 7 年度

資産明細(兼)種類別明細書(減少申告用)

※ 所 有 者 コー ド		※	
60123456			

行 番 号	異 動 分 類	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	② 資 産 の 名 称 等	③ 数 量	④ 取 得 年 月			⑤ 取 得 価 額			⑥ 耐 用 年 数	申 告 年 度	課 税 標 準 の 特 例 率	⑦ 減 少 の 事 由 及 び 区 分			⑧ 摘 要 (減 少 価 格 等)
	1・3					年 号	年	月	千 円	百 円	十 円				1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部		
01	1・3	1	19500103	外構工事	1	4	6	12	1	002	000	15			1・2・3・4	1・2		
02	1・3	1	19800101	電気設備工事	1	4	9	3	1	250	000	15			1・2・3・4	1・2	除却	
03	1・3	1	10700101	駐車場	1	4	18	4	1	350	000	15			1・2・3・4	1・2	中古譲り、耐用年数訂正	
04	1・3	2	20500101	電光文字設備	1	4	16	5	500	000	10	10			1・2・3・4	1・2	省令改正による	
05	1・3	6	60100102	電話	1	4	12	6	600	000	6	6			1・2・3・4	1・2	〇〇市に移動	
06	1・3	6	60100110	コピー	1	4	12	7	200	000	5	5			1・2・3・4	1・2		
07	1・3	6	60200102	F A X	2	4	13	8	300	000	5	5			1・2・3・4	1・2		
08	1・3	6	60400102	冷蔵庫 冷蔵庫(町田店)	1	4	15	9	200	000	6	6			1・2・3・4	1・2	名称訂正	
09	1・3	6	60400105	エアコン	1	4	15	10	300	000	6	6			1・2・3・4	1・2		
10	1・3	6	60400106	レジスター	1	4	15	11	250	000	6	6			1・2・3・4	1・2	取得年月訂正	
11	1・3	6	60900101	シャンプーユニット	2	4	29	5	1 000 000 1 500 000	5	5	5			1・2・3・4	1・2	一部除却 減少金額 500,000円	
12	1・3	6	61000101	パソコン	1	4	21	7	360	000	4	4			1・2・3・4	1・2	(株)〇〇に売却	
13	1・3	6	1	什器一式	1	5	1	8	160	000	3	3			1・2・3・4	1・2	中古譲り (一括償却資産のため)	
14	1・3														1・2・3・4	1・2		
15	1・3														1・2・3・4	1・2		
16	1・3														1・2・3・4	1・2		
17	1・3														1・2・3・4	1・2		
18	1・3														1・2・3・4	1・2		

注意 「異動区分」の欄は、1.減少(廃棄等資産が無くなった場合) 3.訂正(耐用年数の変更等、登録資産に変更がある場合)に○印をつけてください。
なお、変更がない用紙の提出は不要です。

- ① 減少・訂正がある場合は、1又は3のどちらかに○をつけてください。
- ② 名称訂正がある場合は、変更してください(記入例の8行目を参照)。
- ③ 数量の訂正がある場合は、変更してください。
※数量は訂正後の残数を記入してください(記入例11行目を参照)。
- ④ 取得年月の訂正がある場合は、記入してください(記入例10行目を参照)。
※年号欄の表記は令和が「5」、平成が「4」、昭和が「3」です。
- ⑤ 取得価額の訂正がある場合は、記入してください。
※申告資産の一部減少の場合は、変更後の残額を記入してください(記入例11行目を参照)。
- ⑥ 耐用年数の訂正がある場合は、記入してください。
※省令改正による変更の場合は、その旨を⑧の摘要欄に必ず記入してください(記入例4行目を参照)。
- ⑦ 資産の減少事由と区分のそれぞれに○をつけてください。
※減価償却済みであっても廃棄等の除却をしていない資産は、減少申告の必要はありませんのでご注意ください。
- ⑧ 減少事由を補足する内容を記入してください。
例:売却先や移動受入れ先、訂正内容など

【一部が減少した資産の申告について】
申告している資産の一部を売却や除却等行った場合は、減少の申告が必要です。
※記入例の11行目を参照してください。
シャンプーユニット3台(1, 500, 000円)のうち、1台(500, 000円)を除却した場合

Q5：耐用年数がわからないのですが

法人税・所得税の申告と同じ耐用年数を使います。耐用年数については、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』に掲げる耐用年数を用います。詳しくは、税務署又は耐用年数省令でご確認ください。主な耐用年数省令は、町田市ホームページにも掲載しています。

Q6：申告書の提出は郵送でも出来ますか？

申告書の提出は以下のとおり、受付します。

(1) 窓口での提出

提出先：財務部 資産税課 家屋・償却資産係 償却資産担当（市庁舎2階208窓口）

受付時間：午前8時30分から午後5時までです。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

(2) 郵送での提出

送付先：〒194-8520 町田市森野2-2-22

町田市役所 財務部 資産税課 家屋・償却資産係 償却資産担当

※申告書等の控えの返送をご希望の場合は、送付先を記載し、所定の郵便料金の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(3) 各市民センター等での提出

下記のセンター等でも受付を行います。内容については 財務部 資産税課 家屋・償却資産係 償却資産担当 までお問い合わせください。また申告内容について連絡させていただくこともありますので、電話番号を必ずご記入ください。

【提出できる市民センター等一覧】

＜市民センター＞南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山

＜連絡所＞木曽山崎・玉川学園駅前・町田駅前・鶴川駅前

Q7：申告はインターネットでも出来ますか？

地方税ポータルシステム（通称：エルタックス、e L T A X）を利用した、インターネットによる電子申告が可能です。

電子申告を行う場合は、電子証明書を取得されたうえでエルタックスのホームページに利用の届出（新規）が必要です。届出等の手続きは、エルタックスのホームページをご覧ください。

なお、利用者IDは、1つ取得すれば複数の地方公共団体へ申告が可能です。すでにIDをお持ちの場合は、利用届出「変更」を行ってください。

また、エルタックスの利用方法について、ご不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

e L T A Xヘルプデスク

電話 0570-081459 （つながらない場合は 03-5521-0019）

受付時間：午前9時から午後5時までです。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

Q8：減価償却（評価額）の計算は必要ないですか？

減価償却（評価額）の計算は不要です。計算は、市が『固定資産評価基準』別表第15の減価率を用いて評価額を算出し、その額に基づき税額を決定します。詳しくは以下の算出方法をご覧ください。

1 評価額の算出方法

資産1品ごとに耐用年数に応じた減価残存率（1－減価率）を乗じ、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。算出した評価額が取得価額の5％を下回った年度以降は、その資産を事業に使用している限り、取得価額の5％が評価額となります。

- （ア）前年中に取得した資産の計算式 取得価額×（1－減価率×2分の1）
- （イ）前年前に取得した資産の計算式 前年度の評価額×（1－減価率）

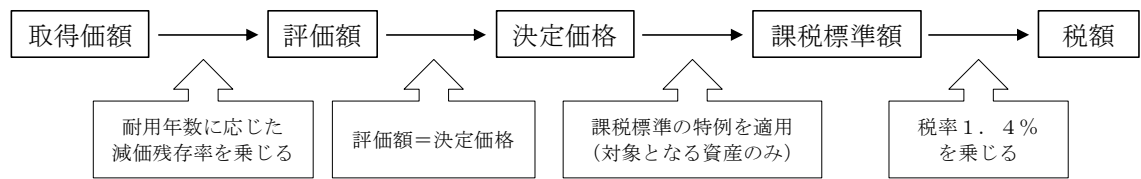
2 評価額の算出例

【資産例】 取得価額：200,000円、取得年月：令和2年3月、耐用年数：3年

【令和3年度の評価額】 200,000×（1－0.536×2分の1）＝146,400円
【令和4年度の評価額】 146,400×（1－0.536）＝67,929円
【令和5年度の評価額】 67,929×（1－0.536）＝31,519円
【令和6年度の評価額】 31,519×（1－0.536）＝14,624円
【令和7年度の評価額】 14,624×（1－0.536）＝ 6,785円 < 10,000円
※令和7年度で算出額が取得価額の5％（10,000円）より小さくなるので、令和7年度以降の評価額は10,000円となります。

3 税額の算出方法

取得価額から税額が算出されるまでの流れは次のとおりです。



耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	前年中取得の残存率	前年前取得の残存率	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	前年中取得の残存率	前年前取得の残存率	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	前年中取得の残存率	前年前取得の残存率
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	37	0.060	0.970	0.940

※『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

1 償却資産(固定資産税)とは

1 償却資産の定義（地方税法第341条第4号より抜粋）

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます。

2 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在、町田市内に所在する事業の用に供することができる資産です。

また、次のような資産も申告の対象となりますので、ご注意ください。

- ①減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産
- ②決算期以後に取得された資産で、未だ固定資産勘定に計上されていない資産（簿外資産）
- ③建設仮勘定で経理されている資産
- ④稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産（遊休資産）
- ⑤すでに完成しているが、未だ稼働していない資産（未稼働資産）
- ⑥少額資産であっても個別に減価償却している資産
- ⑦赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ⑧他人に貸付（リース）している資産
- ⑨建物の賃借人（テナント）等が施工した建物附属設備
- ⑩改良費（資本的支出：本体と区別し、新たな資産として扱うもの）
- ⑪租税特別措置法28条の2の規定を適用し、即時償却をしている資産
例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
（この特例は国税（法人税・所得税）のみ対象になり、固定資産税（償却資産）は申告が必要です）
- ⑫福利厚生のに供するもの

※ ⑥及び⑪の資産の取扱については、下表も参照してください。

3 申告が不要な資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象になるもの
- ②無形固定資産（営業権、特許権、ソフトウェア等）
- ③繰延資産（開業費、下水道受益者負担金等）
- ④生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く）
- ⑤耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
- ⑥取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑦法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- ⑧美術品等（時の経過により価値の減少しない資産）

※ ⑤及び⑥の資産の取扱については、下表も参照してください。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別に減価償却するもの	申告対象			
中小企業者の少額資産特例を適用するもの	申告対象			
一時に損金算入するもの、必要経費としているもの	申告対象外			
3年間で一括償却するもの	申告対象外			

注：個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

2 申告から納付までのながれ

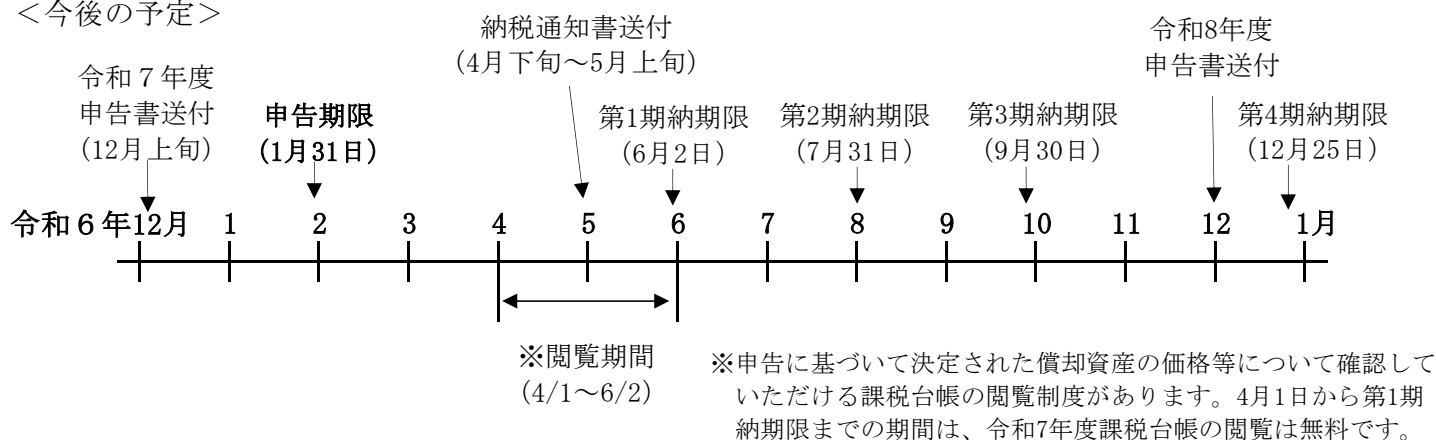
1 申告書の送付時期と申告期限

申告書は毎年12月の月上旬に送付いたします。申告期限は、1月31日です。なお、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべく1月中旬までに提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。申告期限以降の到着分は、みなし課税（昨年度の資産状況での課税）が行われたり、当初課税（5月）に間に合わず、第2期（7月）以降の課税となることがあります。

2 納税通知書の送付時期と納期限について

納税通知書は、土地・家屋・償却資産の税額を合算したものを送付します。
なお、償却資産は申告いただいた全資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。
償却資産が課税されず、土地・家屋にも課税が無い場合は納税通知書を送付いたしません。
税額等の算出方法については、9ページをご覧ください。

<今後の予定>



3 資産確認調査等のご協力及び申告のお願い

1 実地調査等のご協力をお願い

地方税法第408条に基づく実地調査等、資産の確認調査を行っていますので、その際にご協力をお願いいたします。

なお、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類の閲覧を行うことができます。これらの調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

2 申告義務違反に対する措置について

地方税法第383条の規定により、事業をしている方は毎年申告が必要です。正当な事由なく申告をしなかった場合や、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法第385条及び386条に基づき、それぞれ10万円以下の過料が科されたり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合がありますのでご注意ください。

4 前年より前に取得した資産の課税について

実地調査や申告内容の修正等に伴って、前年より前に取得した資産が申告されますと、後日改めて連絡させていただき、該当年度の税額を再計算することがありますので、ご承知おきください。

なお、再計算により税額が増える場合は、増えた税額分の納付書を送付いたしますので、期日までに納付いただきますよう、お願いいたします。

5 翌年度以降の申告書の送付について

エルタックスを利用して申告をされる場合は、翌年度以降の申告書の送付を省略させていただいております。送付をご希望の場合は、申告書の備考欄に「申告書送付希望」と記入の上ご申告ください。

また、独自の申告書を使用するなどにより、当市から申告書の送付が不要の場合は、申告書の備考欄に「申告書送付不要」と記入してください。

6 町田市庁舎案内図



○電車でお越しの方

小田急線町田駅西口から徒歩約8分、JR横浜線中央口・小田急線連絡口から徒歩約11分。

○バスでお越しの方

「町田市役所市民ホール前」下車、徒歩約1分。

○車でお越しの方

町田市役所立体駐車場をご利用ください。



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。